

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国の過少資本税制

日本の過少資本税制は、内国法人がその国外支配株主から資本持分の3倍を超える借入を行う場合に、支払う負債の利子の損金算入を制限することによって、内国法人租税回避行為を防止するための制度です。日本のみならず、欧米やアジア諸国においても、同様の制度が設けられています。今回は、中国と日本の過少資本税制の相違点について解説します。

1. 中国の過少資本税制の概要

過少資本税制の中国語の表現は「資本弱化管理」です。文字どおり、負債に比べ資本金が弱まるのを防ぐための管理制度と理解して差し支えありません。実は、中国の税法では従来、過少資本税制に関する規定はなく、「資本弱化」（過少資本）を防ぐ機能を果たしていたのは「投注差」制度でした。「投注差」とは、外商投資企業の投資総額と資本金の差額を指しており、外貨借入などの枠を「投注差」に制限することにより、負債と資本の比率をコントロールしていましたが、現在では規制緩和されています。

2008年1月1日に新たに施行された「企業所得税法」第46条及び「企業所得税法实施条例」第119条により、初めて過少資本税制が明文化され、同年9月23日に公布された「企業の関連者の利息支出の税前控除基準に関する租税政策問題に関する通知」（財税[2008]121号）と合わせて、次のような規定が設けられました。

「企業がその関連者から受ける債権性投資（借入金）と資本的投資（資本金）の比率が、規定の比率（金融業では 関連者借入金と資本金の比率を5：1、その他業種では同比率を2：1と規定）を超過する場合における当該借入金に係る利息支出は、課税所得額を計算する時に控除してはならない。」

2. 過少資本税制の日中簡易比較

各条文における負債、資本の細かい定義はさておき、日中の税制上の相違点は下表のとおりです。

項目	日本	中国
根拠法	租税特別措置法 (法人税法の特例法)	企業所得税法 (日本の法人税法に相当)
負債・資本比率の制限	資本の3倍を超える負債の利子は損金算入できない	資本の2倍（金融業の場合は5倍）を超える負債の利子は損金算入できない
その他の関連規定	過大支払利子税制により、関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える金額は、損金算入できない	外貨管理規制上、「投注差」による外貨借入額の制限がある

お見逃しなく！

中国の過少資本税制においては、負債・資本比率が2倍を超えても、直ちに利子の損金算入が制限されるわけではありません。国内関連者からの借入金については、独立企業原則に合致する合理的な利息支出であるか、または支払側企業に適用される企業所得税率が受取側の企業所得税率よりも低い場合には、利息支出全額を損金算入できます。なぜなら、中国においては、過少資本税制の原点はあくまでも移転価格であり、合理的な利子水準である限り、税率が高い側の課税所得が増加する場合には、中国から税の流出が生じないと考えられているからです。

日本の過少資本税制が、配当と負債利子の損金性の相違から生ずる租税回避を防止するために設けられた制度であることと比較すると、日中両国の過少資本税制の立法趣旨を巡る微妙な相違を垣間見ることができます。